

石井町 高齢者等外出支援事業

タクシー乗車時は「顔認証デジタルチケット」で！



令和8年度は
デジタルチケット登録で

100円券 30枚 / 300円券 40枚

15,000円分進呈

(通常の紙助成券10,000円分より **+5,000円**)

+5,000円は令和8年度だけ！



デジタルなら翌年度から窓口申請が不要に！詳細は裏面Q & Aをご覧ください

1 役場窓口で申請



- 役場窓口にて利用申請し顔認証を登録
- 紙助成券は配布しません
- 登録には電話番号が必要です

2 タクシーで顔認証



- 利用時はタクシーに設置の端末で顔認証(本人確認)+暗証番号で、手ぶらでデジタルチケットを利用

3 残額を支払い



- 上限超過分は現金等で支払い
- 利用者はWebから利用実績を確認できます

対象者

- ・後期高齢者医療のみの世帯で世帯全員が車なし/運転不可
- ・要支援1以上で、本人が車なし/運転不可
- ・免許を自主返納し、運転経歴証明書を提示できる65歳以上の方

※左記以外でも特別な事情があれば対象となる場合があります。迷ったら長寿社会課へご相談ください。

利用できる交通事業者

- ・まよ観光タクシー
- ・宝タクシー 石井営業所
- ・明日香ライフケア
- ・介護タクシーひなた
- ・あなたのつきそい なのはらさん

※バスでのご利用はできません



この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。顔認証システム基盤は株式会社日立製作所から提供します。

お問い合わせ ☎ 石井町長寿社会課 088-674-6111

よくある質問 Q&A

Q 1 : 高齢者向けとのことですが、スマホがなくても使えますか？

A 1 : 使えます。タクシー車内のタブレット端末で顔認証 + 暗証番号入力を行うことで利用できます。

Q 2 : どこで申請しますか？ 持ち物は？

A 2 : 役場窓口で申請します。来庁される方の本人確認書類（各種健康保険資格確認証や運転経歴証明書など）と、登録用の電話番号が必要です。

Q 3 : いつから使えますか？ 翌年度はどうなりますか？

A 3 : 登録後すぐ使えます。同意をいただいた場合の翌年度以降は、窓口申請なしで自動更新となり、翌年4月1日からすぐに利用できます。 ※転出や対象要件の変更等がある場合は、更新できない/手続きが必要になる場合があります。

Q 4 : 残額(残り)はどこで確認できますか？

A 4 : 乗車時にタクシー車内の端末で確認できます。
または、右のQRコードをスマホで読み取り、ID/パスワードを入力することでWebからも確認できます。⇒

デジタルチケット
ポータルサイト



Q 5 : バスでもデジタルチケットが利用できますか？

A 5 : **バス乗車時は利用の対象外**となります。タクシーでのみ利用できます。

本事業の利用申請には以下の同意書への同意・提出が必要です

高齢者等外出支援生体認証活用デジタル化事業に関する

個人情報使用同意書

私は、下記のとおり私(及び同居家族)の個人情報が高齢者等外出支援生体認証活用デジタル化事業(以下「事業」という)に使用されることに同意します。

1 使用目的

個人情報を使用する目的は次のとおりとする。

- (1) デジタルチケットを交付・利用のため (2) タクシー利用時に緊急処置を行うため

2 個人情報の提供

個人情報の提供にあたっては、次の者のみに提供できるものとする。ただし、提供する情報については、必要最小限の範囲とし、その取扱いについては、細心の注意を払うものとする。

- (1) 事業実施担当課職員 (2) 事業参加交通事業者

3 使用期間

個人情報の使用期間は、終了を書面で提出するまでとする。

4 使用条件

個人情報の使用条件は、次のとおりとする。

- (1) 使用目的以外に利用しないこと (2) 個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うこと
(3) 個人情報を緊急時に提供するときは、提供内容等について概要を記録すること

5 情報管理

個人情報については、石井町役場がそれを管理する。

令和 年 月 日

住所 石井町

氏名

生年月日

電話番号